

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

持込端末保証利用規約

第1条（本規約の適用）

1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、持込端末保証の内容及び提供条件（以下「本規約」といいます。）を本規約にて定め、これにより持込端末保証（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本規約に記載されていない事項については通信約款（第2条にて定義します。）に準じるものとします。また、通信約款と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
3. 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、通信約款の用語の定義によるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

用語	用語の意味
通信約款	ワイモバイル通信サービス契約約款（電話サービス編）（タイプ1・2）、LINEMO 通信サービス契約約款のことをいいます。
通信契約	当社が通信約款にもとづき提供するワイモバイル通信サービス又は LINEMO 通信サービスの利用契約のことをいいます。
会員	本規約にもとづき当社と本契約を締結している方のことをいいます。
本契約	本規約にもとづき会員と当社の間で締結される契約をいいます。
持込端末	会員の通信契約の回線（以下「契約者回線」といいます。）に接続される、会員が自ら準備した iPhone 以外の移動無線装置で電波法（技術基準適合証明）に準拠し過去に非正規修理や改造・加工等のない端末をいいます。
故障等	自然故障、一部破損、全破損のことをいいます。

第3条（本サービスの概要）

1. 本サービスは以下に定める特典で構成されます。
 - (1) 配送交換・配送修理サービス
 - (2) データ復旧支援サービス
 - (3) バッテリー劣化端末交換サービス
2. 各特典の詳細は別紙に定めるものとします。
3. 各特典は第13条に定める有効期間中に限り利用可能とします。

第4条（特典の適用対象）

1. 第3条第1項各号に定める特典は、契約者回線に接続される持込端末で第2項に定める手続きにより当社に登録されたもの（以下「登録端末」といいます。）に適用されるものとし、次の各号のすべてを満たしていることを条件とします。
 - (1) Android OS を搭載したスマートフォン又はタブレット、iPad であること
 - (2) 本サービス加入時に故障等なく正常に動作していること
 - (3) 過去に端末メーカー以外での非正規修理や改造等を行っていないこと

表示金額は特に断りがない限り税込みです。

消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

- (4) 日本国内で販売された端末メーカーの正規品であること
- (5) 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）第 3 条に規定する種類の持込端末であること
- (6) 第三者の紛失、盗難の被害対象品でないこと
2. 登録端末は本契約ごとに 1 台とし、会員は本契約の申し込み承諾後 14 日以内に当社 Web サイトで本契約の対象とする持込端末の国際移動体装置識別番号（端末識別番号：IMEI）及びの画像を申告するものとします。
3. 第 2 項で申告した登録端末の事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を専用 Web サイトにて、申告するものとします。
4. 通信契約内容又は第 2 項の申告事項に変更が生じたにもかかわらず、すみやかに会員が報告を行わないことにより、当社は何らかの損害が生じた場合は、会員は当社に対しその損害を賠償する責任を負うものとします。

第 5 条（契約の単位）

本契約は、1 つの通信契約毎に、1 つまで締結できるものとします。

第 6 条（申し込み資格）

本契約は次の各号すべての条件を満たす方が申し込めるものとします。

- (1) 個人契約かつ通信契約を当社が提供する以下の対象料金プランのいずれかで締結していること
対象料金プラン

ワイモバイル通信サービス	LINEMO 通信サービス
・ シンプル 3 S/M/L ・ シンプル 2 S/M/L ・ シンプル S/M/L ・ スマホプラン S/M/R/L ・ スマホベーシックプラン S/M/R/L	・ LINEMO ベストプラン V ・ LINEMO ベストプラン ・ スマホプラン ・ ミニプラン

- (2) 前号の通信契約を締結する際に、同時に当社（代理店を含みます。）にて移動無線装置を購入せず、持込端末を契約者回線に接続して使用すること

第 7 条（本契約の申し込み）

本契約は申込者が次の各号のいずれかの場合、当社所定の手続きにより申し込めるものとします。

- (1) 第 6 条各号の条件を満たす通信契約の締結と同時に申し込む場合（ただし、PayPay ミニアプリからの申し込み手続きの場合を除きます。）
- (2) 契約者回線の提供を開始した日の当日を含む 14 日間（ただし、申込者の通信契約がワイモバイルの場合はワイモバイルオンラインストア又は PayPay ミニアプリでの申し込みに限ります。）
- (3) 当社の「持込端末保証 with AppleCare Services」又は「故障安心バックライト」の契約者が本サービスへの変更を希望する場合（変更は年に 1 回に限ります。この場合の「1 年」とは、2025 年 9 月 16 日までの最後のサービス変更を当社が承諾した日またはその後のサービス変更を当社が承諾した日のいずれか遅い日を起算日とします。）
- (4) 通信契約が LINEMO の場合でかつ第 1 号から第 3 号のいずれにも該当しない場合で、2022 年 7 月 14 日から 2022 年 8 月 31 日までの期間中に本サービスを初めて申し込む場合

第 8 条（申し込みの承諾）

当社は本契約の申し込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾するものとし、当社がその申し込みを承諾した時点で本契約が成立するものとします。

- (1) 本規約により本サービスの提供ができない場合
- (2) 申し込みを承諾することが技術的に困難な場合
- (3) 申込者が当社の提供するサービスに関する債務の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあると当

表示金額は特に断りがない限り税込みです。

消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

社が判断した場合

(4) その他当社が適当でないと判断した場合

第9条（会員が行う本契約の解除）

会員が本契約を解除しようとするときは、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続きが完了した時点で本契約は終了するものとします。

第10条（当社による契約の解除）

1. 当社は、法令で定める場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対しなんら催告等を要せず契約を解除できるものとします。
 - (1) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合
 - (2) 本規約の規定に違反した場合
 - (3) 月額料の支払い等の当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (4) 特典の利用状況等が不適切と認められる場合
 - (5) 住所変更の届けを怠る等、会員の責めに帰すべき事由により会員の居所が不明となり、又は当社が会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
 - (6) 本契約成立後に第8条に定める事由の存在が判明した場合
2. 本契約が解除された場合、会員は、本契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払い債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

第11条（本契約の終了）

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当該時点をもって本契約は終了するものとします。

- (1) 回線契約が解約等により終了したとき
- (2) 第6条第1号に定める対象料金プラン以外への変更を行ったとき
- (3) 当社の持込端末保証 with AppleCare Services に加入したとき
- (4) 端末購入をともなう機種変更を行ったとき
- (5) 通信契約について、Android OS を搭載したスマートフォン若しくはタブレット、又は iPad を利用できない SIM カード（eSIM を含みます。）に変更を行ったとき

第12条（本契約終了後の措置）

事由の如何を問わず、本契約が終了した場合における本サービス利用中にかかる会員の一切の責務は本契約の解除効力が生じた後において、その債務が履行されるまでは消滅しません。

第13条（本契約の有効期間）

本契約の適用期間は第8条により申込を当社が承諾した日から、第9条により本契約が終了する日、第10条により当社が契約を解除した日、又は第11条により本契約が終了する日までとします。ただし、特典①「配送交換・配送修理サービス」については上記の承諾日の翌日から利用可能とします。

第14条（月額料）

1. 本契約の月額料は、月額715円とします。
2. 当社は、当社が別途定める条件を満たす会員に対して月額料を一定期間無料とする場合があります。

第15条（月額料の支払い）

1. 当社は本契約の月額料を回線契約に基づく料金等に合算して請求します。
2. 会員は、前条の月額料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 当社は、会員が支払った月額料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第16条（月額料の日割り計算）

1. 月額料は請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本契約が成立又は解除等があった場合は以下の各号の通り計算を行います。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。

消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

- (1) 契約締結日を含む請求月の請求は、契約締結日から当該請求月締め日までの日数に従い、日割り計算を行います。
 - (2) 契約解除日を含む請求月の請求は、当該請求月の起算日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。
 - (3) 前各項にかかわらず、当該請求期間に締結日及び解除日が含まれる場合は、締結日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。
2. 料金の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

第17条（延滞利息）

会員は、月額料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その日払い期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第18条（特典の提供義務の免責）

当社は会員が次のいずれかの号に該当した場合には各特典の提供義務を免れるものとします。

- (1) 月額料その他当社に対する債務の支払いを現に怠っている場合
- (2) 本規約第10条第1項の各号のいずれかに該当した場合
- (3) 設備等のメンテナンスにより、当社において特典の提供が困難な場合

第19条（本規約の変更・追加又は廃止）

1. 当社は、当社の都合（修理業者による持ち込み端末対象製品の修理対応が終了した場合を含みます。）により、本規約の内容を変更（本サービスの全部若しくは一部を変更、追加、終了又は廃止）することができるものとします。この場合、本規約及び各特典が変更された後の本サービスの利用に関わる料金やその他の提供条件は変更後の本規約によります。
2. 前項の場合、変更等が軽微な時を除き、公式サイト上で事前に告知を行うものとします。
3. 変更後の本規約は公式サイト等に掲示された時点より効力を生じるものとします。

第20条（本サービスの中止等）

当社は次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部を中止する措置をとることができるものとします。

- (1) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合
- (2) 運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、又は不足の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
- (3) その他当社が合理的な理由により本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき

第21条（損害賠償）

1. 会員は、本サービスの利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により、当社に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとします。
2. 会員等は、本サービスの利用に関し、他の会員等又はその他の第三者から、クレームや請求を受け、又は紛争が生じた場合は自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。

第22条（免責）

当社の故意又は重過失による場合を除き、当社による本サービスの提供の廃止、停止、利用不能又は変更等、会員等が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったことにより会員等に生じた損害について、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害について当社は賠償する責任を負わないものとし、その他の損害についても会員が過去1か月間の当社に支払った月額料を超えて賠償する責任を負わないものとします。

第23条（本契約上の地位の譲渡等）

表示金額は特に断りがない限り税込みです。

消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

会員が当社所定の手続きと条件により本契約の地位の譲渡等を行う場合、本契約上の会員の地位は譲受人に譲渡されるものとし、この場合、譲渡人の適用実績も譲受人にそのまま引き継がれるものとします。これらは会員の相続等の場合の承継においても同様とします。

第24条（第三者への委託）

当社は本規約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第25条（通知・連絡）

1. 当社は会員への通知・連絡等を書面による郵送、SMS・電子メールの送付、又はホームページの掲載、又はその他当社が適当であると判断する方法により、会員に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。
2. 当社がホームページの掲載により会員に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が会員に当該通知・連絡等を発した時に効力を生じるものとします。

第26条（DM・宣伝物等の発送）

会員は、当社が、サービス約款の規定に従い、会員に係る情報を個人情報利用して広告宣伝物等を送付する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第27条（個人情報の取り扱い）

当社はプライバシーポリシーに定めるほか、本サービスを提供するにあたり、以下の利用目的のために以下の情報を取得、保持かつ利用する場合があります。当社はこれらの情報について本規約に従い取り扱います。

- (1) 端末特定に必要な情報
 - ・国際移動体装置識別番号（端末識別番号：IMEI）
- (2) 利用目的
 - ・当社が提供する特典の適用の有無を識別するため
 - ・その他、当社サービスの提供に必要な業務のため

第28条（準拠法・裁判管轄）

1. 本サービスの利用ならびに本規約の適用及び解釈は、日本法に準拠するものとします。
2. 本サービス又は本規約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022年7月14日制定
2023年3月15日改定
2023年10月3日改定
2024年2月6日改定
2024年5月17日改定
2024年7月30日改定
2024年9月18日改定
2025年9月16日改定
2025年9月25日改定
2025年10月31日改定

表示金額は特に断りがない限り税込みです。

消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

－別紙 特典の内容及び適用条件－

特典①（配送交換・配送修理サービス）

1.（内容）

- (1) 登録端末（Android・iPad）に以下の第2項「対象となる故障」に定める故障が発生した場合、会員は本特典を第4項「各種料金等」に記載の料金でコールセンターへの電話にて申し込むことができます。申込受付時の内容により、当社の判断により登録端末の配送修理又は交換端末（第6項「配送交換における故障端末の送付」で定義します。）への配送交換を提供いたします（会員による配送修理か配送交換かの指定はできません）。
- (2) 故障端末、交換端末、貸出端末の受け渡し方法は、全て配送となります。
- (3) 配送修理の場合で登録端末が過去に当社が販売したものである場合、当社の別途定める修理規定又は保証書は適用されず、本規約及び本別紙が適用されるものとします。
- (4) 配送交換の場合で故障した登録端末のメーカー保証（当社を含む携帯電話事業者による購入時の保証を含みます。以下同じ。）期間が残っている場合は、当該保証は終了します。また、交換端末はメーカー保証の対象外となります。

2.（対象となる故障）

本特典の対象となる故障は、以下のいずれかで、かつ本規約第13条に定める本サービスの加入日の翌日以後に発生したものに限るものとします。

- 1 自然故障（ただし、修理が受けられるのは発売開始後3年間）
- 2 故意又は重大な過失ではない全損又は一部の破損（火災による焼失、その他偶然の事故又は水濡れにより発生した全損若しくは一部の破損）

3.（利用回数）

- (1) 本特典は、本契約期間中1つの登録端末につき1年間に2回限り利用できるものとします。
- (2) 本特典の1回目のサービス利用日が年間上限回数の起算日となり、1年経過後についても本特典の1回目の保証対応の翌年同日付を起算日とし、以後同様とします。

4.（各種料金等）

本特典の利用に伴い会員が負担する金額は以下のとおりとします。

	内容	金額
交換・修理 申込代金	登録端末を修理又は交換端末に交換する際に負担する金額（端末メーカー又は販売元等の定める保証範囲内の場合もご負担いただきます。）	6,600 円 ※会員都合によりキャンセルが発生した場合も、交換修理申込代金を請求する場合があります。
上限額超過金	故障した登録端末の修理金額又は提供する交換端末の代金が上限額 100,000 円を超える場合の超過金額	（金額は修理又は交換の内容により異なります。）
貸出端末 未返却・破損 違約金	加入者に貸与する端末について、会員が貸出端末を返却しなかった場合又は貸出端末を紛失若しくは破損した場合に請求する違約金	40,000 円又は 60,000 円（不課税） ※貸出端末の種類により異なります。
故障端末未返 却違約金	会員が第6項に定める「故障端末」を返却しなかった場合	40,000 円（不課税）

5.（申込方法）

- (1) 会員は、端末保証対象事故が発生し本特典を利用する場合、上記第2項に定める故障が発生した日から14日以内に、上記第1項に従い本特典利用の申し込みをしなければなりません。
- (2) 当社は、会員からの申し込みを受け付けるにあたり、会員本人からの申し込みであることを、当社

表示金額は特に断りがない限り税込みです。

消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

が定める方法により確認します。なお、当社が必要と判断した場合、会員は当社が指定する書類を提出するものとします。

6. (配送交換における故障端末の送付)

- (1) 会員は、本特典により提供される交換用の端末を（以下「交換端末」といいます。）受領した場合、当該交換端末を受領した日から起算して14日以内に当社所定の書面、故障した登録端末、その電池パック等、当社が指定する物品（SIM カード、外部メモリ媒体及び付属品その他の製品等を除いた状態をいい、以下「故障端末」といいます。）を、当社が指定する住所へ送付するものとします。故障端末を当社が受領した日以降、交換端末は登録端末とみなされ、当該交換端末について本特典を利用可能な範囲で、本特典を利用することができます。ただし、故障端末を当社が受領するまでの間、交換端末について本特典を利用することはできません。故障端末及び同封の書面を送付いただけない場合には、上記第4項「各種料金等」に定める故障端末未返却違約金を支払うものとします。
- (2) 会員が当社の指定する物品等以外の物品（故障端末の付属品、SIM カード、又はSDメモリーカード等）を送付した場合、当社は、会員が送付した当該物品の所有権その他一切の権利を放棄したとみなします。当該付属品等を当社が適当と判断する方法にて廃棄、処分等することができるものとし、会員は異議を唱えないものとします。また、当社は、会員に対し、当該物品及び当該物品に含まれる情報等の取り扱い及び返送について一切の責任を負いません。
- (3) 会員が交換端末を受け取った時点で、交換端末は会員の所有物となり、故障端末は当社又は当社が指定する第三者の所有物となります。

7. (故障端末のデータ消去)

会員は、故障端末の送付前に、故障端末内に記録された一切のデータ（故障端末の出荷時点で記録されていた会員では消去できないデータは除きます。）を全て消去しなければなりません。送付された故障端末にデータが保存されていた場合であっても当社は、当該データに関する損害について、一切の責任を負いません。また、故障端末に記録されたデータの交換端末への移行、及び交換端末であんしんフィルターをご利用中の場合の再初期設定は、会員自身の責任で実施するものとします。

8. (配送交換における交換端末の配送)

- (1) 当社は、会員から本特典利用の申し込みを受けた場合、申出内容を精査し、配送交換の対象となると判断したときは、配送交換を申し込まれた登録端末1台につき、以下に定める商品を、ご登録の契約住所又は請求先住所のいずれかに当社が定める方法により「転送不可」にて配送します。
- (2) 当社が会員に提供する交換端末は、原則として登録端末と同一OS・同等スペックの当社が指定する機種になりますが、交換端末の在庫不足等の場合は別途当社の指定する機種となり登録端末の機種とは異なる場合があります。
- (3) 当社は、交換端末の提供の際、リフレッシュ端末（初期不良などで回収した端末に故障修理、品質の確認を行った上で初期化した端末をいいます。）を提供します。交換端末の代金は、当社から申込時にご説明しますが、機種や状態により異なります。
- (4) 交換端末のOSバージョンは、会員が配送交換を申し込んだ登録端末のOSバージョンと異なる場合があります。
- (5) 交換端末には、電池パックの他は、原則としてイヤホン、電源ケーブル等の付属品その他の商品は含まれないものとします。
- (6) 会員の不在又は住所の誤り等により、当社が定める期間を経過しても交換端末の配送が完了しなかった場合は、本特典利用の申し込みは取り消されたものとみなします。

9. (検品及び返品)

- (1) 会員は、引き渡しを受けた修理済み端末又は交換端末について、当該修理済み端末又は当該交換端末を受領した日から起算して14日以内（以下「検品期間」といいます。）に検品するものとします。当該交換端末について、配送中の破損等、当社の責に帰すべき事由により本契約との不適合が

表示金額は特に断りがない限り税込みです。

消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

ある場合、会員は、検品期間内に当社所定の「持込端末保証受付窓口」に電話で連絡して、当社に当該修理済み端末又は当該交換端末の返品を申し込むことができます。当該修理済み端末又は当該交換端末を当社に返送いただいたのち、代替品お届け手続きについてご案内いたします。

- (2) 当社は、当該修理済み端末又は当該交換端末の返品を受けた場合、再度配送修理又は配送交換を実施するものとします。なお、この場合は、本特典の利用回数には含まないものとします。

10. (貸出端末ルール)

- (1) 会員が希望する場合は、当社指定の貸出端末を代替用に貸し出します。
- (2) 修理・交換端末の受領後、同時に当社送付の封書により14日以内に貸出端末を返却するものとします。
- (3) 期日までに返却されなかった場合は貸出端末に応じて当社が別途当社ウェブサイトで定める違約金をお支払いいただきます。違約金は当社ウェブサイト等にてご確認ください。なお、違約金の支払い後に会員が貸出端末を返却した場合でも、当社は違約金を返金しないものとします。
- (4) 返却された貸出端末に破損又は故障等があった場合は、会員は上記第4項「各種料金等」に定める貸出端末未返却・破損違約金を支払うものとします。

11. (本特典の対象とならない場合)

- (1) 当社が、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本特典の対象外とします。
- 1 当社が会員の申告による故障症状を再現確認ができない場合
 - 2 当社のSIMカードを使用した通信に支障のない破損の場合
 - 3 本特典以外の保険又は保証を用いて、修理又は交換が可能な場合
- (2) 本特典対象事故の発生が、直接であること、間接であることを問わず、次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、当社は本特典を会員に提供いたしません。
- 1 会員又はその同居人若しくは法定代理人の故意、重大な過失又は法令違反
 - 2 会員又はその同居人若しくは法定代理人が取扱説明書等の記載に従わなかったことにより生じた損害
 - 3 会員以外の第三者の行為により生じた損害（ただし、会員から正当な権限が与えられ登録端末を使用する者の行為を除きます。）
 - 4 登録端末を日本国内又は日本国外で盗難又は紛失した場合
 - 5 詐欺・横領等の犯罪行為によって生じた損害
 - 6 登録端末の機能に直接関係のない外形上の損傷（かき傷、擦り傷、汚れ、しみ、焦げ等）
 - 7 コンピューターウィルスによる障害に起因した損害
 - 8 火災、水害、落雷、噴火、地震、津波等に起因する事故
 - 9 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）によって生じた損害
 - 10 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射線その他の有害な特性の作用に起因する事故
 - 11 差し押え、没収、収用、破壊等国又は公共団体による公権力の行使（消防又は避難に必要な処理として行われた場合を除きます。）
 - 12 登録端末の分解、改造又は一部部品の交換後に生じた損害（会員自らが行ったものに限らず、端末メーカーなどの正規修理店又は総務省認定の登録業者以外の修理業者が分解、改造又は一部部品の交換を行った後に生じた損害を含みます。）
- (3) 登録端末の使用環境による変質等によって生じたサビ、カビ、腐敗、劣化、変質、変色、電池の液漏れ、電池パックの消耗等の損害。
- (4) 当社は、通信契約又は本契約上の会員の支払いがない又は遅延している場合には、支払いの履行があるまで、本特典の提供を保留することができます。
- (5) 当社は、本特典対象事故であるかどうかを問わず、登録端末の故障又は破損自体ではなく、当該故障又は破損に起因する逸失利益、派生的損害、付随的損害又は間接損害等について一切その責任を

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

負いません。

1 2. (特典申し込みのキャンセル)

会員は、原則として本特典のキャンセルはできません。本特典の申し込み後に本特典を利用しない場合、交換修理申込代金（第4項（各種料金等））はご負担いただく場合があります。

1 3. (送料)

- (1) 本特典の利用に伴う送料は、原則として当社の負担とします。
- (2) 前項にかかわらず、会員が、登録端末又は当社が指定する書類を当社が定める方法以外の方法により送付する場合にかかる送料は会員の負担となります。

1 4. (ご利用時の注意点)

- (1) 故障端末が iPad の場合、ご送付頂く際には必ずアクティベーションロック（iPad を探す）を解除してください。
- (2) 離島など一部地域への配送や配送状況、天候不良などで配送が遅延する場合があります。
- (3) 交換・修理代金は、原則交換端末をお届けした月の通信サービス料金等と合わせて請求いたします。なお、配送業者からの配送完了連絡を当社が受領したタイミングによっては、請求月が前後する場合がございます。
- (4) 交換端末のお届け先は、登録の契約住所又は請求先住所のいずれかとなります。
- (5) 交換端末において SIM カードの再発行が必要となった場合、会員ご自身にてお手続きが必要です。
- (6) 交換端末では、ワイモバイルの「新トクするサポート (A)」やソフトバンクの「新トクするサポート+」等の端末を下取りし、端末の割賦残債務と端末を下取りしたときの売買代金債権を相殺するプログラムの特典をご利用いただくことはできません。

特典② (データ復旧支援サービス)

- (1) データ復旧支援サービスは、水没・水濡れ・破損などが原因で登録端末に保存しているデータ（写真、動画、音楽データなど当社が定めるデータとします。）が消失、破損などした場合、当該データの復旧を支援するサービスです。
- (2) 本特典の利用にあたっては、当社所定の方法によって申請していただきます。
- (3) 本特典は、1 サービス回線ごとに、本サービスの加入日から 1 年後までの間（翌年以降も同じ）に 1 回に限り無償とします。
- (4) 本特典をご利用の際に発生する送料については、それぞれ送付する側の負担とします。
- (5) 本特典は、データの復旧を保証するものではありません。データは、修復箇所の状態により復旧できない場合があることをあらかじめ了承するものとします。
- (6) 以下の場合、本特典を利用することができません。
 - 1 会員が誤操作によりデータを誤って削除した場合
 - 2 対象製品 OS 又はアプリケーションの不具合を原因としてデータが消失した場合
 - 3 会員が当該対象製品を初期化した場合
 - 4 その他当社が指定する重度障害によるデータ消失の場合
- (7) 著作権にかかわるデータ（音楽データ等）については、本特典の申し込みをもって当該消失データに関して会員が正当な権利を有していることを保証したものとします。
- (8) 本特典に伴う作業の際には、会員の承諾を得たうえで対象製品を解体する場合がありますが、その場合対象製品の端末メーカーによる保証を受けられなくなる場合があります。
- (9) 不具合原因の調査・解析、対象製品の修理及び原状回復（本特典の利用前の状態に戻すことをいいます。）は行いません。
- (10) 会員が第三者に対象製品を譲渡した場合、当該第三者が会員ではないときは本特典を受けることはできません。
- (11) 本特典の利用の申し込みにあたっては、対象製品及び当社所定の申込書の 2 点が必要となります。
- (12) 復旧したデータは、原則として USB メモリで提供します。ただし、復旧データが 1.0TB を超えた

表示金額は特に断りがない限り税込みです。

消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

場合は外付けハードディスク等（有償）でのご提供となります。

(13) 会員から送付された対象製品は、原則として返却しません。

特典③（バッテリー劣化端末交換サービス）

1.（内容）

- (1) 登録端末（Android・iPad）に以下の第2項「対象となるバッテリー劣化」に定めるバッテリー劣化が認められた場合、会員は本特典を第4項「各種料金等」に記載の料金でコールセンターへの電話にて申し込むことができます。第2項「対象となるバッテリー劣化」及び第3項「利用回数の制限」等の条件を満たしている場合、本特典を提供いたします。
- (2) バッテリー劣化端末及び交換端末の受け渡し方法は、全て配送となります。
- (3) 交換前の登録端末のメーカー保証期間が残っている場合は、当該保証は終了します、また、交換端末はメーカー保証の対象外となります。

2.（対象となるバッテリー劣化）

登録端末の日常使用によるバッテリーの消耗摩損（日常使用による外装上の消耗摩損は含みません。以下に定める水準までバッテリーが劣化している状態をいい、以下「バッテリー劣化」といいます。）が認められた場合、本特典を適用します。なお、バッテリー性能テストの結果、本特典が利用できない場合でも、第4項「各種料金等」に定める交換申込代金のお支払いが必要です。

- (1) バッテリー劣化が端末上の機能により表示・確認できる機種
登録端末のメーカーがバッテリー交換を推奨する水準までバッテリー劣化が確認できること
- (2) バッテリー劣化が端末上の機能により表示・確認できない機種
登録端末を当社が指定する住所へ送付いただき、当社が定めるバッテリー性能テストにて上記(1)と同等のバッテリー劣化が認められた場合

3.（利用回数の制限）

- (1) 会員は、本規約第13条に定める本サービスの加入日から1年経過後から、本特典を利用できるものとします。
- (2) 本特典の2回目の利用については、1回目のサービス利用日を起算日として1年経過後から利用できるものとし、3回目以降の利用についても以下同様とします。

4.（各種料金等）

本特典の利用に伴い会員が負担する金額は以下のとおりとします。

	内容	金額
交換申込代金	登録端末を交換端末に交換を申し込む際に負担する金額（端末メーカー又は販売元等の定める保証範囲内の場合もご負担いただきます。）申込後に、第2項の特典適用条件を満たさないと判断された場合も、本費用は発生します。	6,600 円 ※会員都合によりキャンセルが発生した場合、交換申込代金を請求する場合があります。
上限額超過金	提供する交換端末の代金が上限額 100,000 円を超える場合の超過金額	金額は交換端末の機種により異なります。
故障端末未返却違約金	会員が第6項に定める「バッテリー劣化端末」を返却しなかった場合	40,000 円（不課税）

5.（申込方法）

表示金額は特に断りがない限り税込みです。

消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

当社は、会員からの申し込みを受け付けるにあたり、会員本人からの申し込みであることを、当社が定める方法により確認します。なお、当社が必要と判断した場合、ご利用端末におけるバッテリー劣化状況の画面のスクリーンショットを送付いただくなど、会員は当社が指定する書類等を提出するものとします。

6. (バッテリー劣化端末の送付)

- (1) 会員は、本特典により提供される交換用の端末を（以下「交換端末」といいます。）受領した場合、当該交換端末を受領した日から起算して14日以内に当社所定の書面、バッテリー劣化した登録端末、その電池パック等、当社が指定する物品（SIM カード、外部メモリ媒体及び付属品その他の製品等を除いた状態をいい、以下「バッテリー劣化端末」といいます。）を、当社が指定する住所へ送付するものとします。バッテリー劣化端末を当社が受領した日以降、交換端末は登録端末とみなされ、当該交換端末について本特典を利用可能な範囲で、本特典を利用することができます。ただし、バッテリー劣化端末を当社が受領するまでの間、交換端末について本特典を利用することはできません。バッテリー劣化端末及び同封の書面を送付いただけない場合には、上記第4項「各種料金等」に定める故障端末未返却違約金を支払うものとします。
- (2) 会員が当社の指定する物品等以外の物品（バッテリー劣化端末の付属品、SIM カード、又は SD メモリーカード等）を送付した場合、当社は、会員が送付した当該物品の所有権その他一切の権利を放棄したとみなします。当該付属品等を当社が適当と判断する方法にて廃棄、処分等することができるとし、会員は異議を唱えないものとします。また、当社は、会員に対し、当該物品及び当該物品に含まれる情報等の取り扱い及び返送について一切の責任を負いません。
- (3) 会員が交換端末を受け取った時点で、交換端末は会員の所有物となり、バッテリー劣化端末は当社又は当社が指定する第三者の所有物となります。

7. (バッテリー劣化端末のデータ消去)

会員は、バッテリー劣化端末の送付前に、端末内に記録された一切のデータ（端末の出荷時点で記録されていた会員では消去できないデータは除きます。）を全て消去しなければなりません。送付されたバッテリー劣化端末にデータが保存されていた場合であっても当社は、当該データに関する損害について、一切の責任を負いません。また、バッテリー劣化端末に記録されたデータの交換端末への移行、及び交換端末であんしんフィルターをご利用中の場合の再初期設定は、会員自身の責任で実施するものとします。

8. (バッテリー劣化端末交換サービスにおける交換端末の配送)

- (1) 当社は、会員から本特典利用の申し込みを受けた場合、申出内容を精査し、交換の対象となると判断したときは、バッテリー劣化端末交換サービスを申し込まれた登録端末1台につき、以下に定める商品をご登録の契約住所又は請求先住所のいずれかに当社が定める方法により「転送不可」にて配送します。
- (2) 当社が会員に提供する交換端末は、原則として登録端末と同一 OS・同等スペックの当社が指定する機種になりますが、交換端末の在庫不足等の場合は別途当社の指定する機種となり登録端末の機種とは異なる場合があります。
- (3) 当社は、交換端末の提供の際、リフレッシュ端末（初期不良などで回収した端末に故障修理、品質の確認を行った上で初期化した端末をいいます。）を提供します。交換端末の代金は、当社から申込時にご説明しますが、機種や状態により異なります。
- (4) 交換端末の OS バージョンは、会員がバッテリー劣化端末交換サービスを申し込んだ登録端末の OS バージョンと異なる場合があります。
- (5) 交換端末には、電池パックの他は、原則としてイヤホン、電源ケーブル等の付属品その他の商品が含まれないものとします。
- (6) 会員の不在又は住所の誤り等により、当社が定める期間を経過しても交換端末の配送が完了しなかった場合は、本特典利用の申し込みは取り消されたものとみなします。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。

消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

9. (検品及び返品)

- (1) 会員は、引き渡しを受けた交換端末について、当該交換端末を受領した日から起算して14日以内（以下「検品期間」といいます。）に検品するものとします。当該交換端末について、配送中の破損等、当社の責に帰すべき事由により本契約との不適合がある場合、会員は、検品期間内に当社所定の「持込端末保証受付窓口」に電話で連絡して、当社に当該交換端末の返品を申し込むことができます。当該交換端末を当社に返送いただいたのち、代替品お届け手続きについてご案内いたします。
- (2) 当社は、当該交換端末の返品を受けた場合、再度配送交換を実施するものとします。なお、この場合は、本特典の利用回数には含まないものとします。

10. (本特典の対象とならない場合)

- (1) 本特典対象事故の発生が、直接であること、間接であることを問わず、次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、当社は本特典を会員に提供いたしません。
 - 1 会員又はその同居人若しくは法定代理人の故意、重大な過失又は法令違反
 - 2 会員又はその同居人若しくは法定代理人が取扱説明書等の記載に従わなかったことにより生じた損害
 - 3 会員以外の第三者の行為により生じた損害（ただし、会員から正当な権限が与えられ登録端末を使用する者の行為を除きます。）
 - 4 登録端末を日本国内又は日本国外で盗難又は紛失した場合
 - 5 詐欺・横領等の犯罪行為によって生じた損害
 - 6 登録端末の機能に直接関係のない外形上の損傷（かき傷、擦り傷、汚れ、しみ、焦げ等）
 - 7 コンピューターウィルスによる障害に起因した損害
 - 8 火災、水害、落雷、噴火、地震、津波等に起因する事故
 - 9 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）によって生じた損害
 - 10 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射線その他の有害な特性の作用に起因する事故
 - 11 差し押え、没収、収用、破壊等国又は公共団体による公権力の行使（消防又は避難に必要な処理として行われた場合を除きます。）
 - 12 登録端末の分解、改造又は一部部品の交換後に生じた損害（会員自らが行ったものに限らず、端末メーカーなどの正規修理店又は総務省認定の登録業者以外の修理業者が分解、改造又は一部部品の交換を行った後に生じた損害を含みます。）
- (2) 登録端末の使用環境による変質等によって生じたサビ、カビ、腐敗、劣化、変質、変色、電池の液漏れ等の損害。
- (3) 当社は、通信契約又は本契約上の会員の支払いがない又は遅延している場合には、支払いの履行があるまで、本特典の提供を保留することができます。
- (4) 当社は、本特典対象事故であるかどうかを問わず、登録端末のバッテリー劣化や故障自体ではなく、それらに起因する逸失利益、派生的損害、付随的損害又は間接損害等について一切その責任を負いません。

11. (特典申込のキャンセル)

会員は、原則として本特典のキャンセルはできません。本特典の申し込み後に本特典を利用しない場合も、交換修理申込代金（第4項（各種料金等））をご負担いただく場合があります。

12. (送料)

- (1) 本特典の利用に伴う送料は、原則として当社の負担とします。
- (2) 前項にかかわらず、会員が、登録端末又は当社が指定する書類を当社が定める方法以外の方法により送付する場合にかかる送料は会員の負担となります。

【Y!mobile／LINEMO 向け】

表示金額は特に断りがない限り税込みです。

消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

1 3. (ご利用時の注意点)

- (1) バッテリー劣化端末が iPad の場合、ご送付頂く際には必ずアクティベーションロック (iPad を探す) を解除してください。
- (2) 離島など一部地域への配送や配送状況、天候不良などで配送が遅延する場合があります。
- (3) 交換代金は、原則交換端末をお届けした月の通信サービス料金等と合わせて請求いたします。なお、配送業者からの配送完了連絡を当社が受領したタイミングによっては、請求月が前後する場合がございます。
- (4) 交換端末のお届け先は、登録の契約住所又は請求先住所のいずれかとなります。
- (5) 交換端末において SIM カードの再発行が必要となった場合、会員ご自身にてお手続きが必要です。

※「紛失ケータイ搜索サービス」は 2024 年 9 月 17 日をもちまして提供を終了いたしました。

以上